

高松市工事請負契約約款第25条第5項の運用の拡充について

高松市工事請負契約約款第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、当分の間、下記により運用を拡充することとする。

記

原材料費の高騰等の特別な原因により、日本国内の地域において「鋼材類」および「燃料油」以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、「高松市工事請負契約約款第25条第5項の運用について」（平成20年7月24日施行）に基づき「鋼材類」について単品スライド条項を適用する場合の取扱いに準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の原因について十分に把握するものとし、その原因が明らかなものについて、品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

附 則

1. この通知は、平成20年11月18日から施行し、同月5日から適用する。
2. 「鋼材類」、「燃料油」以外の品目については、工期の末日がこの通知の適用日以降で平成21年1月31日以前である工事については、当該請求の際に残工期が2月未満の工事であっても、工期の満了前であって、かつ、平成20年12月15日までに限り、請求を行うことができるものとする。